

富田林市水道事業渇水対策本部事務取扱い要領

(目的)

第1条 この要綱は、富田林市水道事業の渇水に際し、実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 渇水対策本部（以下「本部」という）は次の事項を協議する。

- 1 渇水状況の把握に関する事
- 2 渇水対策に関する事
- 3 節水対策に関する事
- 4 その他渇水対策について必要な事項に関する事

(本部の組織)

第3条 本部には、本部長、副本部長及び委員を置く。

- 1 本部長には水道局長をもってあて、本部の業務を掌理する。
- 2 副本部長には総務課長をもってあて、本部長を補佐する。
- 3 委員は、水道局課長級職員をもってあて、本部の運営にあたる。

(本部の設置)

第4条 本部は富田林市水道局に設置する。

- 1 対策本部は、「本部長」が召集する。

附 則

この要領は、平成14年8月23日から施行する。